

議員提出議案第 1 号

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条及び綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

綾瀬市議会議長 古 市 正 殿

提出者	綾瀬市議会議員	齊 藤 慶 吾
賛成者	同	三 谷 小 鶴
同	同	武 藤 俊 宏
同	同	金 江 大 志
同	同	石 井 麻 理
同	同	内 山 恵 子
同	同	安 藤 多恵子

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年綾瀬市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１２項中「以下」を「第４６条において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１６条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１７条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第１８条第３項、第１９条第５号ア及び第２６条第２項中「この章において」を削る。

第３０条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第３項及び第３４条第１項中「この章において」を削る。

第３７条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３８条第３項及び第４１条第１項中「この章において」を削る。

第４６条の表第３７条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。